

1 議 事 日 程

〔令和6年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和6年6月7日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第42号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第43号 太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	長谷川 公 成 議員
委 員	原 田 久美子 議員	委 員	船 越 隆 之 議員
〃	森 田 正 嗣 議員	〃	今 泉 義 文 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市民生活部長	佐 藤 政 吾	健康福祉部長	川 谷 豊
健康福祉部理事	大 谷 賢 治	市 民 課 長	今 村 江利子
税 務 課 長	田 代 浩	納 税 課 長	松 田 勝 実
環 境 課 長	大 石 敬 介	人権政策課長兼 人権センター所長	河 野 貴 之
国保年金課長	山 口 辰 男	福 祉 課 長	山 崎 崇
生活支援課長	木 村 浩 一	介護保険課長	柳 谷 雅 子
高齢者支援課長	大 山 清 敬	保育児童課長	伊 藤 健 一
ごじょう保育所長	江 坂 美 輪	元気づくり課長	高 野 浩 二
子育て支援課長	竹 崎 雄一郎		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	野 寄 正 博	議 事 課 長	花 田 敏 浩
書 記	陣 内 成 美		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小畠真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第42号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

○委員長（小畠真由美委員） 日程第1、議案第42号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田代 浩） おはようございます。

議案第42号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は38ページから40ページ、条例改正新旧対照表は32ページから34ページでございます。

今回の改正は、令和6年度税制改正等により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例の一部を改正するものです。

主な内容につきましては、新たな公益信託制度創設に伴う個人住民税の寄附金税額控除等の改正、また私立学校法の改正に伴い固定資産税の非課税の規定を受けるための申告に係る引用条項の改正を行うものです。

それでは、条例改正新旧対照表の32ページをご覧ください。

まず、第34条の7第1項（寄附金税額控除）ですが、公益信託に関する法律の改正に伴う所得税法の規定の見直し、整備により地方税法が改正され、公益信託の信託財産とするために支出した寄附金について、寄附金控除の対象とするものです。

この税条例の改正については、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行でございます。

次に、第56条（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）ですが、私立学校法が改正され、引用条項のずれを改正するものです。

この税条例の改正については、令和7年4月1日施行でございます。

条例改正新旧対照表の33ページをご覧ください。

次に、附則第4条の2（公益法人等に係る市民税の課税の特例）ですが、地方税法の改正に伴い、単に課税標準の計算を定めるものであることから、削除となります。

この税条例の改正については、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。それで、地方税法が改正されたということに伴う条例の改正ということで承ったのですけれども、少し文言の点でお聞きしたいなと思っております。

それで、次々に言うのであれば、まず第34条の7ですけれども、旧法は、2行目でしょうか、「寄附金もしくは金銭」となっておりますけれども、「もしくは金銭」を消したというのはどういった理由でしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 寄附金といった場合に財産とかも含む形になるんですけれども、この分の金銭を今回削除していますけれども、この分については地方税法の改正に伴って、併せて改正されたということでございます。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 今おっしゃっているのは、例えば公益信託なんかで規定がございますけれども、単なる有形資産とかそういう形だけでなく、いろいろな無形資産とかそういったものも含めて対象になっているという趣旨と理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 土地であったり美術品であったりとか、そういったものを含めての財産という形になります。金銭だけではないということになります。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。

多分それと関わると思うんですけれども、第34条の7、第3号ですね。旧法といいますか、改正前は、これ自体は旧規定の所得税法第78条第3項規定と、これはそれ自体が変わっておりますのであれですけれども、旧法が特定寄附金とみなされる金銭と書いておりますけれども、新法は何々に規定する特定寄附金というふうに文言が変わっていますけれども、この経緯はどういったことになるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 所得税法のほうが改正されて条項が変わっておりますので、その分での改正になります。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ということは、所得税法自体の中に規定として、特定寄附金とみなされる金銭というところが特定寄附金に改定されているということと理解してよろしいんですね。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） はい、そのとおりでございます。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 同じ第3号の文言でございますが、後半のほうに公益信託の信託財産とするために支出したものという形の規定が旧法にはございます。それで、新法のほうでは、当該公益信託に係る信託事務に関連するものというふうな規定になっております。これはどういうふうに違うか、ちょっとご説明をお願いできますか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 公益信託のほうに寄附を行うということで、今回の公益信託に関する法律の改正といいますのは、公益法人と同等にするということになっておりますので、同じように信託財産を公益信託に係るもの全てといいますか、信託事務も含めたところでの関連するもの全てにおいて対象になるという形になります。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） といいますのは、恐らくこれは所得割計算の場合の金銭の標準というものを出すときの話だろうと思うんですけども、信託財産とするために支出したものというのは額として明確なんですけれども、信託事務に関連するものというのと、どういったものが、要は所得割の計算、これが税額控除なのかどうなのか、ちょっとそのあたりは私は分かりませんが、何が対象だったのかなというふうに分かりにくいところがありましたので、ご質問させていただきました。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 信託財産に関する法律が改正されたばかりですので、詳細については恐らくこれから政令等で決められていくようにはなるかと思うんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 私としては単なる文言上のことだけだったんですが、確かに改正信託法、改正の公益信託に関する法律、大正11年法の全面改正の新法の中には、第7条第3項の第4号に当該公益信託に関わる信託事務（以下、「公益信託事務」という。）という文言が、いわゆる法文の文言としてございますので、その件についてまた分かりましたら教えていただければ結構です。ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） すみません、私から一つだけ。関連になるかと思うんですが、受託側も拡大があって、NPO法人等が今回入ると思うんですが、本市の中のNPO法人さんたちへの説明とか関連団体の方々への説明とかというのは、これは連携してそこに関わる所管の説明が入るとか、そういったことの流れについて教えていただきたいと思います。

税務課長。

○税務課長（田代 浩） 公益信託に関する法律が改正されて、地方税法等が改正され、条例も改正されるということで、そのあたりの周知については広報等では行っていきたいとは思っております。

○委員長（小畠真由美委員） 分かりました。個別ではないということで、広報でお知らせをするということでよろしいですか。分かりました。

ほかになれば。

舩越委員。

○委員（舩越隆之委員） 今先ほど森田委員のほうからも質問があったように、この信託財産の支出したものは分かるにしても、信託事務に関連するもの、これは国が決めていることだから、逆に言えば、決まっていることであれば関連することがどういうものが関連しているかということは多分明確に出てないといけないとは思いますが、これから決まるということは、こういう文章は書けないということです。関連するということは、ある程度こういうものが関連しますよということを出ているんじゃないかなと私の中では思うんですが、そのところは何かないわけですかね。

○委員長（小畠真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 先ほども言いましたけれども、この分の詳細については公益信託に関する法律のほうがあって、これは5月に公布されたばかりですので、その後の詳細の部分については意見を聞いて政令や省令で定めるような形になっていますので、実際に税上にこれが関連してくるというのは、公益信託に関する法律自体の施行が2年以内になっているんですよ。ですので、国のほうは令和8年4月を予定しているようなんですが、その間に詳細が決まってくるという形になっております。

○委員長（小畠真由美委員） よろしいですか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 今舩越委員がおっしゃったことは、私はそのとおりだと思っているんです。といいますのは、これは地方税法ですかね、税法改正の場面でこれを予定しているということは、自分たちがすべきことが確定しているからこそ、自治体へ住民税の金額算定について基準になるということがはっきりしているわけで、下ろしているわけですから、当然のことながら条例の文言を改定するときには、その明確な基準でもってあらかじめ出しておく。でないと、恐らく施行が2年後だとしても、そのときにばたばた慌てたんでは間に合わないという認識が、その税の負担をお願いするところからすると、その考え方があって初めて自治体のほうへ移行するという話になってくると思いますので、そのところは本来からいうと現時点で確定してないとおかしいということに筋道としてはなと思います。だから、舩越委員がおっしゃっていることはそのとおりだと思いますので、そのあたりは少し、後でも結構ですので、はっきりさせていただきたいと思います。

○委員長（小畠真由美委員） よろしいですか。では、そしたら補足説明を後ほどよろしいでしょ

うかね。よろしくお願いします。

それでは、この議案についての説明はこれで終了し、質疑も終了させていただきたいと思いますが、次に討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小畠真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第42号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第43号 太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

○委員長(小畠真由美委員) 次に、日程第2、議案第43号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(竹崎雄一郎) 議案第43号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は41ページ、42ページ、条例改正新旧対照表は35ページになります。

令和4年6月15日に公布されました児童福祉法の一部を改正する法律第10条の2の規定において、こども家庭センターの設置の努力義務が記され、その施行は令和6年4月1日となっておりました。本市におきましては、こども家庭センター設置に向け、令和5年9月議会において条例改正のご承認をいただき、その後、近隣に先駆け令和6年2月にこども家庭センターを設置したところでございます。

今回の条例改正は、令和6年4月1日に施行されました改正児童福祉法及び改正母子保健法に伴うこども家庭センターの事業及び業務の規定を整理し、改めまして子育て支援センター条例の一部を改正するものです。

条例改正新旧対照表35ページをご覧ください。

改正内容は、現行の条文第3条第1号の子育て世代包括支援センター事業のア、母子保健に関する事業と同条第2号の子ども家庭総合支援拠点業務、児童福祉に関する事業がこども家庭センター業務に法律上位置づけられたために、改正案の第3条第2号にこども家庭センター業務として改正し、現行条例第3条第1号のイ、子ども・子育て支援法に基づく事業は改正案第

3条第1号に改正し、児童福祉法の規定に基づく事業はこども家庭センター業務やその他の既存条項の中で整理いたしております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 条文を拝見すれば何となくそうかなと思うんですけども、子育て支援センターが行われる事業、いわゆる利用者支援事業といわれるものとこども家庭センター業務といわれるもの、大まかにいうと対象者はどういうふうに区分けされているのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） まず、利用者支援事業につきましては、子育て家庭等から子育てをされるご家庭についての相談を受けたりとか情報の提供などを行っております。こども家庭センターの業務といたしますのは、母子保健の機能と児童福祉の機能ですね。簡単に言いますと、妊娠から出産までの部分と、あと虐待の部分とか特定妊婦さんの事業になってまいります。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。

今ご説明いただきましたけれども、旧法の第3条第1号のアイといわれるものが、新法の第3条第2号のこども家庭センター業務へ移行したというふうな形のご説明があったかと思えます。それで、実は少し文言を見ていて気づいたことなんですけれども、旧法の子育て世代包括支援センター事業のイは、子ども・子育て支援法、並びに児童福祉法第21条の11第1項及び第2項の規定に基づく事業というふうにございまして、実はこれがどういった性格のものが少し分からないで質問をしておりますけれども、こども家庭センター業務に新法の第3条第2号で規定されております児童福祉法第10条の2第2項というものが、いわゆる旧法の第3条第1号のアのところから来ていると思いますけれども、このイのほうに書かれております児童福祉法第21条の11の第1項、第2項、この業務がこども家庭センター業務として捉えられていないといったのは、何らかの根拠があると思いますけれども、それはどういった理由だったのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） こちらの部分につきましては、もともと業務内容を整理しまして、支援センターの業務以外といいますか、センター以外の業務も含まれておりましたので、そこら辺をほかの条項で整理できるということで、今回条例のほうには入れてないということになっております。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 確かに児童福祉法の旧規定の第21条の11は、市町村は子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあったときは当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援内容、その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう相談に応じ、必要な助言を行うものとするというふうに書いてありますけれども、この事業というのは児童福祉法で規定されておりましたけれども、これは児童福祉法の規定としては残ることになるんですか。

○委員長（小畠真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 児童福祉法の規定では残ります。

○委員長（小畠真由美委員） よろしいですか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） はい、ありがとうございます。

○委員長（小畠真由美委員） ほかにありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） このアとイの母子保健法と子ども・子育て支援法は、法律上なくなるという認識でいいんですか。

○委員長（小畠真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 法律自体はなくなりませんが、こちらのアの部分の今回の改正は、国の法律の改正により(1)の子育て世代包括支援センター事業と(2)の子ども家庭総合支援拠点業務というこの文言が法律上なくなりましたので、こちらの業務がこども家庭センター業務に統合されたような形になっております。それで、法律自体はもちろんなくなりませんが、今回の改正はそういう改正となっております。

○委員長（小畠真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 今回質問させていただくのは、新法ですか、改正案の第3条第2号のほうのこども家庭センター業務、すみません、これは文言を読んでみましたけれども、この児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条第1項に規定する業務とありますけれども、この仕分といいますか、この児童福祉法で扱われる業務と母子保健法で規定する業務というのは、大ざっぱに言うとうどういう仕分になっているか、ご説明をお願いできませんか。

○委員長（小畠真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 簡単に言いますと、母子保健法に関しては、妊産婦、乳幼児の健康に関する事業になります。それで、児童福祉法の絡みの業務になりますと、児童虐待防止と養育能力に欠ける親御さんの育児等々、妊婦に関する支援などの業務になります。

以上です。

○委員長（小畠真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 児童福祉法の規定は、第10条の2ですけれども、対象は児童及び妊産婦なんですね。それで、母子保健法は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持とあるんですね。それで、これを読んでいきますと、母子保健法が保護しているのはお母さんと乳幼児、それから児童福祉法が対象としているのは児童と妊産婦なんですね。一見簡単に文言としては分かるんですけれども、恐らく児童と乳幼児が違うというのと、母性と言っているのは、これは既にお子さんを産まれた、赤ちゃんを持ってらっしゃるお母さんというふうに考えられるとは思いますが、結局その母子保健事業と、それから児童福祉法で保護されているといいますか、保護の対象として予定されている方は違うということですが、すみません、もう一度、結局母子保健事業で特に、いわゆる児童福祉法と違うところというのは、もう一度ご説明をお願いできますか。

○委員長（小島真由美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 母子保健に関する事業は、先ほど申されました妊産婦とか乳幼児の健康に関する事業の部分ですね。それで、児童福祉の部分、虐待関係とか、妊産婦もそうなんですが、特定妊婦さんとかの関係の事業のほうを対象といたしております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） はい、分かりました。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） すみません、私から1つお聞きします。

2月にこども家庭センターの設置がありまして、年度をまたいでこども家庭センターの設置が続いている中で、この専門職名と、あとその人数を、2月の時点と今の時点で増員があったかどうかも含めて、それぞれの専門職の人数をお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 現在、子育て支援課の常勤職員数は全部で36名になっております。うち2名が育児休業中でございます。専門職につきましては、保健師11名、正職5名、会計任用職員6名、助産師が2名、こちらは会計任用職員でございます。管理栄養士は1名、こちらは正職です。保育士が12名、正職8名、会職4名です。あと、社会福祉士が4名、正職1名と会計年度が3名、あと事務職が6名となっております、正職が5名と会計年度が1名です。正職は全部で20名と会計任用職員が16名となっております。

○委員長（小島真由美委員） これは2月からずっと同じ人数ですか。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（竹崎雄一郎） 事務職員が1名増員となっております。

○委員長（小島真由美委員） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小畠真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第43号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時31分〉

○委員長(小畠真由美委員) 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小畠真由美委員) ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小畠真由美委員) 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和6年8月13日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美